

こ 放 第 1143 号
令和 2 年 2 月 25 日

放課後児童健全育成事業所
はまっ子ふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応の検討について（依頼）
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その3＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

標記のとおり、新型コロナウイルス感染症について、1月30日付、2月20日付の通知にてお知らせしています。また、現在、感染拡大を防ぐ観点から、2月23日の天皇誕生日の一般参賀中止や3月1日の東京マラソンの一般参加中止等、各種イベント・行事等の中止・延期が報道されています。

これを受けて、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間について、本市が主催するイベント、会議、研修等（以下、「イベント等」という。）の対応方針が次のとおり示されました。各事業所、運営主体におかれましても、本市の対応方針を踏まえた対応を行っていただくようお願いします。

1 市が主催するイベント、会議、研修等の対応方針

当面、本市が主催するイベント等（※）については、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討します。

また、開催する場合は、職員はマスク着用の上で対応することとし、参加者には、手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底します。

なお、共催事業の場合も、共催団体との調整のうえ、本市主催に準じて対応することとし、外郭団体についても、本市主催に準じた対応をお願いしています。

※「イベント等」の例

- ・多数の参加が見込まれるイベント
- ・気密性の高い会場で多くの方が参加する会議 等

2 貴運営主体主催のイベント等の対応【依頼事項】

上記1の本市の対応方針の趣旨を踏まえ、以下に該当するイベント等の開催に当たっては、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討してください。

※検討をお願いするイベント等の例

- ・複数の事業所が合同で実施するもの
- ・単独開催、合同開催を問わず、通常の利用児童以外に、多数の参加が見込まれるもの
- ・気密性の高い会場で多くの方が参加するもの

《裏面有り》

3 保護者説明会や評議会、総会（運営委員会）等を開催する場合の留意点

貴事業所を利用する児童の保護者に対する説明会、放課後キッズクラブの評議会や保護者会、はまっ子ふれあいスクール及び放課後児童クラブの運営委員会等、貴運営主体主催の 会議等の開催に際して、職員や出席者のマスク着用、体調不良の参加者への辞退や代理の要請、参加者への手洗いの徹底やマスク着用の呼びかけなど、感染防止を徹底してください。

また、保護者向け説明会の出席者を確認する等、会議等の出席者を把握するよう努めてください。

4 令和元年度の放課後児童支援員認定資格研修

主催者の神奈川県に確認したところ、予定通り開催することを確認しています。

5 新型コロナウイルス感染症に伴う児童の出席簿の取り扱い

新型コロナウイルス感染症に伴う児童の出席簿の取り扱い及び保護者へのお知らせ文例について、横浜市教育委員会の2月21日付通知を情報提供しますので、ご確認ください。

<添付>

別紙1 新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策と出席簿の扱いについて（令和2年2月21日 教健第3341号）

こども青少年局放課後児童育成課

担当：中澤、秦（放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業）

TEL：671-4446

担当：大岩、荻野・竹内（放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール）

TEL：671-4068・671-4152